

要求水準書(案)に関する質問回答

| No. | 資料名      | 該当場所 |    |          |      | 質問                 | 回答  |   |
|-----|----------|------|----|----------|------|--------------------|---|---|
|     |          | 頁    | 章  | 項        | タイトル |                    |   |   |
| 1   | 要求水準書(案) | 7    | 第1 | 2-3-1    | 表1-2 | 事業者の業務範囲           | 建築基準法に基づく工事監理業務は公営企業局の業務と考えてよろしいでしょうか。  | 工事監理は事業者の業務範囲に含まれます。                                    |
| 2   | 要求水準書(案) | 7    | 第1 | 2-3-1    | 表1-2 | 事業者の業務範囲           | 近隣調整及び準備調査業務とは、浄化センターにおいて建設工事を実施する上で必要となるものに限る(事業許可等に係る調査、調整は除く)と考えてよろしいでしょうか。                      | ご理解のとおりです。  |
| 3   | 要求水準書(案) | 7    | 第1 | 2-3-1    | 表1-2 | 事業者の業務範囲           | 見学者対応について、直近3カ年の施設見学者数及び当該内訳(小学生〇〇人、一般〇〇人等)を参考までにご教示願います。   | No.126の回答を参照ください。<br>なお、内訳については把握していません。                |
| 4   | 要求水準書(案) | 7    | 第1 | 2-3-1    | 表1-2 | 事業者の業務範囲           | 設計業務の「自主的環境影響調査」の定義を教示願います。また、必須調査項目の明示も含め、どの程度のレベルの調査を事業者に要求されているのか、具体的に教示願います。                    | 第2章1-1(2)を参照ください。実施内容及びレベルは事業者による提案とします。                |
| 5   | 要求水準書(案) | 7    | 第1 | 2-3-1    | 表1-2 | 事業者の業務範囲           | 自主的環境影響調査に日照障害の記載がありますが、近隣に影響を受ける田畑や建物がある場合、現況が把握できる資料を配布頂けないでしょうか。                                 | 要求水準書(案)の当該記載を削除します。<br>詳細は入札説明書等公表時に示します。              |
| 6   | 要求水準書(案) | 9    | 第1 | 2-3-4(2) |      | 排水処理施設             | 除外施設の設置基準を具体的にご教示願います。  | 「除外設備」は「除害設備」に文言修正します。なお詳細は、松山市ホームページに示す下水の水質基準をご参照下さい。 |
| 7   | 要求水準書(案) | 9    | 第1 | 2-3-4(8) |      | 付帯事業               | 未利用用地2050m <sup>2</sup> において、用地の一部のみを借用することは可能でしょうか。  | 一部のみの使用も可能とします。   |
| 8   | 要求水準書(案) | 9    | 第1 | 2-3-4(8) |      | 付帯事業               | 付帯事業の提案は、事業提案書に係る総合審査の対象になるのか、ご教示願います。  | 評価対象には含みません。  |
| 9   | 要求水準書(案) | 9    | 第1 | 2-3-4    | 図1-2 | 基本処理フローと対象施設範囲※1   | 事業者にてケーキ圧送ポンプの改築・増築を実施する場合、既設盤及び既設制御装置の改造は事業者範囲外と考えてよろしいでしょうか。                                      | 詳細は入札説明書等公表時に示します。                                      |
| 10  | 要求水準書(案) | 10   | 第1 | 2-3-4    | 表1-4 | 設計・建設と維持管理・運営の対象施設 | ケーキ受入設備の容量は、事業者が設定するとの考えでよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。  |
| 11  | 要求水準書(案) | 10   | 第1 | 2-3-4    | 表1-4 | 設計・建設と維持管理・運営の対象施設 | 受け入れた汚泥を計量する必要はあるでしょうか。また車両により運搬される汚泥量は松山市側が計量するのでしょうか。   | 第2章 2-1-2(7)、2-2(2)に示すとおりです。                            |
| 12  | 要求水準書(案) | 10   | 第1 | 2-3-4    | 表1-4 | 設計・建設と維持管理・運営の対象施設 | 土木施設と建築施設との区分は、国交省通達「下水道の終末処理場・ポンプ場工事の設計・積算における土木と建築の分類について(平成13年国都下事務第119号)」を原則とするものと考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。  |
| 13  | 要求水準書(案) | 10   | 第1 | 2-3-4    | 表1-4 | 設計・建設と維持管理・運営の対象施設 | ケーキ圧送ポンプ設備の必要能力検証の結果次第では、改築・新設は必ずしも必要ではないという理解でよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。  |

要求水準書(案)に関する質問回答

| No. | 資料名      | 該当場所 |    |       |     |      | 質問  | 回答   |
|-----|----------|------|----|-------|-----|------|---|--|
|     |          | 頁    | 章  | 項     |     | タイトル |   |  |
| 14  | 要求水準書(案) | 10   | 第1 | 2-3-4 |     | 表1-4 | 設計・建設と維持管理・運営の対象施設<br>建屋の仕様条件(建屋の適用範囲等)をご教示願います。  | 建屋の仕様条件は、第1章 2-4 に示す通りです。建屋の適用範囲は、詳細は入札説明書等公表時に示します。   |
| 15  | 要求水準書(案) | 11   | 第1 | 2-4-2 |     |      | 計画処理量<br>計画年間最大処理量25,258t(=計画日最大処理量69.2t×365日)<br>最小年間供給量20,000tと、最大・最小値は示されていますが、維持管理費を積算する前提の年間処理量をご教示願います。 | 詳細は入札説明書等公表時に示します。   |
| 16  | 要求水準書(案) | 11   | 第1 | 2-4-2 |     |      | 計画処理量<br>計画年間最大処理量(25,258t-WET/年)を満足出来れば、稼働日数に制約は無いと考えてよろしいでしょうか。(定期修繕等の停止日数及びその時期に制約は無いものと考えてよろしいでしょうか。)     | ご理解のとおりです。   |
| 17  | 要求水準書(案) | 11   | 第1 | 2-4-2 |     |      | 計画処理量<br>「計画年間最大処理量」とありますが、間違いないでしょうか?(実施方針P.4には「最大」の文字がありません)  | 計画年間最大汚泥量です。   |
| 18  | 要求水準書(案) | 11   | 第1 | 2-4-2 |     |      | 計画処理量<br>計画日最大処理量:69.2t/日を超える供給はないものと理解して宜しいでしょうか?  | 別紙表1の処理量に対して、西部浄化センターの受入れ汚泥量の最大/平均を示しています。<br>処理量とは別に、供給汚泥量は他浄化センターの貯留・運搬に起因する日変動があるため、受入・貯留設備容量決定には最大/平均変動を考慮下さい。 |
| 19  | 要求水準書(案) | 11   | 第1 | 2-4-3 | (1) |      | 運搬車両<br>「最大20t車」との記載がありますが、汚泥積載量は10t/車との想定でよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。<br>要求水準書(案)の記載を「最大積載量10t車」に変更します。<br>詳細は入札説明書等公表時に示します。   |
| 20  | 要求水準書(案) | 11   | 第1 | 2-4-3 | (1) |      | 運搬車両<br>20t車の寸法が分かる参考図面をご教示ください。  | No.21の回答を参照してください。   |
| 21  | 要求水準書(案) | 11   | 第1 | 2-4-3 | (1) |      | 運搬車両<br>想定されている脱水汚泥運搬車両の寸法をご提示お願いします。   | 最大積載量10t車の寸法を想定してください。   |
| 22  | 要求水準書(案) | 11   | 第1 | 2-4-3 | (3) |      | 脱水汚泥供給量<br>時間最大供給量は7.2m3/時とありますが、送泥量は固定でしょうか、あるいは可変でしょうか。可変の場合、下水汚泥固形燃料化施設側に、送泥量の情報が伝送されるでしょうか。               | 既設No.1,2ポンプは固定速運転、No.3は可変速運転です。既設は送泥量の伝送信号を構築していません。   |
| 23  | 要求水準書(案) | 12   | 第1 | 2-5-2 | (1) |      | 一次電源供給<br>電源供給用高圧ケーブルを接続する既設高圧配電盤に必要な改造は貴局の所掌範囲ですが、参考までに当該既設高圧配電盤の仕様、製作会社名をご教示願います。                           | 詳細は入札説明書等公表時に示します。   |
| 24  | 要求水準書(案) | 12   | 第1 | 2-5-2 | (1) |      | 一次電源供給<br>有償供給される電力の単価および基本料負担をご教示下さい。  | 詳細は入札説明書等公表時に示します。   |

要求水準書(案)に関する質問回答

| No. | 資料名      | 該当場所 |    |       |     |      | 質問     | 回答   |                                       |
|-----|----------|------|----|-------|-----|------|--------|--|---------------------------------------|
|     |          | 頁    | 章  | 項     |     | タイトル |        |  |                                       |
| 25  | 要求水準書(案) | 12   | 第1 | 2-5-2 | (1) |      | 一次電源供給 | No.1受電盤等の整備点検等による停電回数は年間何日間が想定されますでしょうか。   | 年1回9月頃に行っています。時間は0時から4時までの4時間程度になります。 |
| 26  | 要求水準書(案) | 12   | 第1 | 2-5-2 | (1) |      | 一次電源供給 | 「西部浄化センター運転管理棟電気室の～整備すること。」とありますが、ケーブルの接続は本事業範囲と考えますがよろしいでしょうか。また、試験調整業務も本事業受託者範囲との理解でよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。                            |
| 27  | 要求水準書(案) | 13   | 第1 | 2-5-3 |     |      | 監視制御   | 「運転に必要となる監視信号については公営企業局側既設設備と事業者が設置する設備間へ必要な信号を取り合う。」とありますが、公営企業局様既設設備との取合はI/O取合と考えてよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。                            |
| 28  | 要求水準書(案) | 13   | 第1 | 2-5-3 |     |      | 監視制御   | 上記内容に関連しますが、I/O取合の場合、取合については事業者側提案の上、公営企業局様との協議を通じて決定されるものと考えてよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。                            |
| 29  | 要求水準書(案) | 13   | 第1 | 2-5-3 |     |      | 監視制御   | 「脱水汚泥、再生水、消化ガスの引き込み、各種排水の送水に必要となる監視制御電源及び信号は、事業者の責任と負担において必要となる施設を整備する。」とありますが、監視制御電源及び信号の整備以外にも本事業対象の作業はありませんでしょうか。                       | 詳細は入札説明書等公表時に示します。                    |
| 30  | 要求水準書(案) | 13   | 第1 | 2-5-3 |     |      | 監視制御   | 参考図の事業者工事範囲にLCD・プリンタ・データサーバ・COT・SQC等の記載がありますが、監視制御設備のシステムは左記の内容を含んだものとするの理解でよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。                            |
| 31  | 要求水準書(案) | 13   | 第1 | 2-5-3 |     |      | 監視制御   | 「運転に必要となる監視信号については、公営企業局側既設設備と事業者が設置する設備間で必要な信号を取合う」との記載がございますが、この運転に必要な信号とは、脱水汚泥やユーティリティの取合に必要な信号を意味し、燃料化設備の運転のみに必要な信号は含まないと解釈して宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。                            |
| 32  | 要求水準書(案) | 13   | 第1 | 2-5-3 |     |      | 監視制御   | 図中の発注者工事範囲の「データ」及び「帳票」の使用用途についてご教示下さい。   | 既存設備に対する監視制御信号の集約及び監視信号の帳票出力です。       |
| 33  | 要求水準書(案) | 13   | 第1 | 2-5-3 |     |      | 監視制御   | 相互で取り合う信号は機械濃縮設備にて取り合うと考えてよろしいでしょうか。   | 詳細は入札説明書等公表時に示します。                    |
| 34  | 要求水準書(案) | 13   | 第1 | 2-5-3 |     |      | 監視制御   | 上記信号取り合い場所についてご教示下さい。  | 詳細は入札説明書等公表時に示します。                    |
| 35  | 要求水準書(案) | 13   | 第1 | 2-5-4 | (1) |      | 上水     | プラント用水として使用可能か判断するため、供給可能量の上限についてご提示ください。  | 供給可能量の上限は定めていませんが、分岐箇所配管口径による制限は受けます。 |
| 36  | 要求水準書(案) | 14   | 第1 | 2-5-4 | (2) |      | 砂ろ過水   | 水質条件についてご提示ください。もしくはサンプルを提供ください。   | 砂ろ過水の提供については、入札説明書等公表時に示します。          |

要求水準書(案)に関する質問回答

| No. | 資料名      | 該当場所 |    |       |     |       | 質問          | 回答   |   |
|-----|----------|------|----|-------|-----|-------|-------------|--|---|
|     |          | 頁    | 章  | 項     |     | タイトル  |             |  |   |
| 37  | 要求水準書(案) | 14   | 第1 | 2-5-4 | (3) |       | 二次処理水       | 二次処理水の給水量に上限は無いという理解で宜しいでしょうか。   | 二次処理水の給水量の上限は、ご理解のとおりです。西部浄化センターへ排水を返流する場合は、排水量に制限があります。            |
| 38  | 要求水準書(案) | 14   | 第1 | 2-5-4 | (3) |       | 二次処理水       | 水質条件についてご提示ください。もしくはサンプルを提供ください。   | 詳細は入札説明書等公表時に示します。  |
| 39  | 要求水準書(案) | 14   | 第1 | 2-5-5 | (1) |       | 消化ガス        | 固形燃料化施設が修繕等で停止したときに消化ガスを使用しない時間帯は消化汚泥熱交換器に温水を供給しなくてもよいという理解で宜しいでしょうか。  | ご理解のとおりです。  |
| 40  | 要求水準書(案) | 14   | 第1 | 2-5-5 | (1) |       | 消化ガス        | 消化ガスの供給圧力をご教示下さい。  | 西部浄化センターの消化ガスホルダから対象施設までの供給設備は事業者にて整備して下さい。ガスホルダの圧力範囲は要求水準書にお示しします。 |
| 41  | 要求水準書(案) | 15   | 第1 | 2-5-5 | (2) |       | 消化槽加温用温水の供給 | 既設熱交換器容量として交換熱量を提示頂いていますが、その他仕様条件(入口・出口・ΔT温度、圧力損失等)は別途ご提示頂けることとして考えてよろしいでしょうか。   | 詳細は入札説明書等公表時に示します。  |
| 42  | 要求水準書(案) | 15   | 第1 | 2-5-5 | (2) |       | 消化槽加温用温水の供給 | 既設熱交換器の設計給水量と温水供給温度、出口温度をご教示下さい。   | 詳細は入札説明書等公表時に示します。  |
| 43  | 要求水準書(案) | 15   | 第1 | 2-5-5 | (2) |       | 消化槽加温用温水の供給 | 温水流量・温度に関する供給条件をご提示ください。   | 詳細は入札説明書等公表時に示します。  |
| 44  | 要求水準書(案) | 15   | 第1 | 2-5-5 | (2) |       | 消化槽加温用温水の供給 | 燃料化施設建設後の既設温水用ボイラの運用予定をご提示下さい。   | 既設温水用ボイラは、固形燃料化施設における温水供給設備の予備設備と考えています。                            |
| 45  | 要求水準書(案) | 15   | 第1 | 2-5-6 | (1) |       | プラント排水      | 下水排除基準について、具体的にご提示ください。  | 松山市ホームページに示す下水の水質基準をご参照下さい。   |
| 46  | 要求水準書(案) | 15   | 第1 | 2-5-6 |     | 表1-10 | 接続条件        | 下水排除基準を具体的にご教示願います。  | 松山市ホームページに示す下水の水質基準をご参照下さい。   |
| 47  | 要求水準書(案) | 17   | 第1 | 2-6-1 |     |       | 関係法令        | 「その他関係法令・施工規則(県条例、市条例、指導要綱)等」で、本事業に関係すると思われるものをご教示願います。  | 事業者の提案する技術内容に準じた関係法令・施行規則等に従うものとします。                                |
| 48  | 要求水準書(案) | 17   | 第1 | 2-6-2 |     |       | 要綱・各種基準等    | 「その他関係要綱・各種基準等」のうち、土木施設・建築施設(建築付帯設備含む)の設計に関しては、P17に記載されている「下水道施設の耐震対策指針と解説(公社)日本下水道協会」で引用されている図書が該当するものと考えてよろしいでしょうか。その他の図書がある場合は、ご教示願います。 | 事業者の提案する技術内容に準じた関係法令・施行規則等に従うものとします。                                |
| 49  | 要求水準書(案) | 18   | 第1 | 2-7-1 |     |       | 公害防止基準      | 敷地境界線を図示願います。  | 詳細は入札説明書等公表時に示します。  |
| 50  | 要求水準書(案) | 18   | 第1 | 2-7-1 | (1) |       | 騒音に関する基準    | 敷地境界とは、西部浄化センター様の敷地境界と考えて宜しいでしょうか。   | ご理解のとおりです。  |

要求水準書(案)に関する質問回答

| No. | 資料名      | 該当場所 |    |       |            |      | 質問            | 回答   |   |
|-----|----------|------|----|-------|------------|------|---------------|--|---|
|     |          | 頁    | 章  | 項     |            | タイトル |               |  |   |
| 51  | 要求水準書(案) | 19   | 第1 | 2-7-1 | (2)        |      | 振動に関する基準      | 敷地境界とは、西部浄化センター様の敷地境界と考えて宜しいでしょうか。   | ご理解のとおりです。  |
| 52  | 要求水準書(案) | 19   | 第1 | 2-7-1 | (3)        |      | 大気汚染に関する基準    | 本施設が廃棄物焼却炉に該当しないと判断された場合、ダイオキシン類の規制は受けられないものと考えてよろしいでしょうか。   | 事業者の提案する施設に準じた基準に従うものとします。  |
| 53  | 要求水準書(案) | 19   | 第1 | 2-7-1 | (5)        |      | 悪臭防止対策        | 敷地境界とは、西部浄化センター様の敷地境界と考えて宜しいでしょうか。   | ご理解のとおりです。  |
| 54  | 要求水準書(案) | 20   | 第1 | 2-7-3 |            |      | 土質条件等         | 建設発生土は構内の空地に敷き均すことは可能でしょうか。  | 構内の敷地内に敷き均すことはできません。<br>なお、建設発生土を西部浄化センター内に仮置きすることは可能です。最終的に不要となった土の処分先については、松山市建設発生土利用ガイドラインを踏まえ、契約後協議により決定とします。 |
| 55  | 要求水準書(案) | 21   | 第2 | 1-2   | (1)        |      | 設計に関する一般事項    | 「設計を完了したときは、設計図書を公営企業局に提出し～」とありますがこの設計図書とは基本設計（提案書をベースとした容量計算書、図面）と詳細設計（設計書、仕様書、図面）との認識でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。  |
| 56  | 要求水準書(案) | 21   | 第2 | 1-1   | (2)<br>(3) |      | 自主的環境影響調査     | 影響調査の結果が各規制基準に適合している場合は、公営企業局様の確認により規制基準より上の仕様の要求は無いものと考えて宜しいでしょうか。                                | ご理解のとおりです。  |
| 57  | 要求水準書(案) | 21   | 第2 | 1-1   | (2)        |      | 自主的環境影響調査     | 設計業務の「自主的環境影響調査」の定義を教示願います。また、必須調査項目の明示も含め、どの程度のレベルの調査を事業者に要求されているのか、具体的に教示願います。                   | 実施内容及びレベルは事業者による提案とします。   |
| 58  | 要求水準書(案) | 21   | 第2 | 1-1   | (2)        |      | 自主的環境影響調査     | 調査項目について指定はありますでしょうか。既存設備の建設工事において実施している環境影響調査について、項目や調査方法をご教示頂けないでしょうか                            | 第1文の実施内容及びレベルは事業者による提案とします。第2文は、公表は予定していません。  |
| 59  | 要求水準書(案) | 21   | 第2 | 1-2   | (2)        |      | 設計業務体制        | 設計期間のため監視技術者ではなく、管理技術者が正ではないでしょうか？ご確認願います。また、管理技術者の場合、求められる資格について再度ご教示ください。                        | 設計・建設期間中の体制、求められる資格について、詳細は入札説明書等公表時に示します。  |
| 60  | 要求水準書(案) | 21   | 第2 | 1-2   | (3)        |      | 設計に伴う許認可等     | 構内の既設建築物は、建築検査済証が取得済であると考えてよろしいでしょうか、また、現行の法規制を満足しているものと考えてよろしいでしょうか。                              | ご理解のとおりです。  |
| 61  | 要求水準書(案) | 22   | 第2 | 1-2   | (5)<br>(7) |      | 施工計画書の提出、提出図書 | 施工計画書、施工工程表の提出は、次項1-3建設に関する事項ではないでしょうか。  | 設計・建設期間中の提出図書は修正の上、詳細は入札説明書等公表時に示します。   |

要求水準書(案)に関する質問回答

| No. | 資料名      | 該当場所 |    |       |            |  |                        | 質問  | 回答   |
|-----|----------|------|----|-------|------------|--|------------------------|---|--|
|     |          | 頁    | 章  | 項     |            |  | タイトル                   |   |  |
| 62  | 要求水準書(案) | 22   | 第2 | 1-2   | (6)<br>(7) |  | 機器設計製作図書及び施工図等の提出、提出図書 | 機器設計製作図書及び施工図等の提出は、次項1-3建設に関する事項ではないでしょうか。  | No. 61の回答をご参照ください                                      |
| 63  | 要求水準書(案) | 25   | 第2 | 2-1-1 | (1)        |  | 施設能力                   | 「定期修繕期間を含めた年間を通じて計画処理量の脱水汚泥を全量受入れ、受入れた脱水汚泥の90%以上を固形燃料化処理し・・・」との記載に関し、固形燃料化せずに、外部搬出する汚泥量は10%以下にする、という認識でよろしいか教示願います。   | ご理解のとおりです。   |
| 64  | 要求水準書(案) | 25   | 第2 | 2-1-1 | (1)        |  | 施設能力                   | 外部搬出量10%以下で、どの値に設定するかは事業者の任意という認識でよろしいでしょうか。ご教示願います。  | ご理解のとおりです。   |
| 65  | 要求水準書(案) | 25   | 第2 | 2-1-1 | (1)        |  | 施設能力                   | 外部搬出量10%以下で計画していたにもかかわらず、設備故障等で、10%以上となった場合の取り扱いに関しご教示願います。   | 詳細は入札説明書等公表時に示します。                                     |
| 66  | 要求水準書(案) | 25   | 第2 | 2-1-1 | (1)        |  | 施設能力                   | 事業者の帰責事由により、受入れた脱水汚泥量の90%未達しか固形燃料化処理できなかった場合は、要求水準未達となりペナルティの対象になる、との理解でよろしいか教示願います。また、この場合に課せられるペナルティの内容を具体的に教示願います。 | 第1文はご理解のとおりです。<br>第2文の詳細は入札説明書等公表時に示します。               |
| 67  | 要求水準書(案) | 25   | 第2 | 2-1-1 | (1)        |  | 施設能力                   | 事業者の帰責事由により、年間を通じた計画処理量の脱水汚泥を全量受入れ出来なかった場合も、要求水準未達となりペナルティの対象になる、との理解でよろしいか教示願います。また、この場合に課せられるペナルティの内容を具体的に教示願います。   | 第1文はご理解のとおりです。<br>第2文の詳細は入札説明書等公表時に示します。               |
| 68  | 要求水準書(案) | 25   | 第2 | 2-1-1 | (1)        |  | 施設能力                   | 「受入れた脱水汚泥量の90%以上を固形燃料化処理し」とあります。万が一、不測のトラブル等により処理量が90%を下回った場合、ペナルティ等の規定はございますでしょうか。                                   | 処理量が90%を下回った場合の事由により、ペナルティ等の規定があります。詳細は入札説明書等公表時に示します。 |
| 69  | 要求水準書(案) | 25   | 第2 | 2-1-1 | (1)        |  | 施設能力                   | 「受入れた脱水汚泥量の90%以上を固形燃料化処理し」とありますが、100%ではなく90%という数値に何らかの意味がありますか。   | No. 65～68の回答を参照下さい。                                    |
| 70  | 要求水準書(案) | 25   | 第2 | 2-1-2 | (1)        |  | 配置計画                   | 電気室・監視室等以外に、固形燃料化施設において建屋内に設置する設備について指定はありますでしょうか？また、景観壁や防音壁の設置要否は事業者の判断に依るものと理解しておりますが、当該認識でよろしいかご教示願います。            | 関連法規や環境基準、要求水準書に示す性能を満足する限り指定はありません。                   |

要求水準書(案)に関する質問回答

| No. | 資料名      | 該当場所 |    |       |     |      | 質問          | 回答  |  |
|-----|----------|------|----|-------|-----|------|-------------|---|--|
|     |          | 頁    | 章  | 項     |     | タイトル |             |   |  |
| 71  | 要求水準書(案) | 25   | 第2 | 2-1-2 | (1) |      | 配置計画        | 「固形燃料化施設の運転・監視に必要となる、電気設備及び監視制御設備は、本事業用地内に電気室・監視室等を設置し、その室内に配置する」とありますが、ここで言われる電気設備の対象範囲は2-3(1)高圧受変電設備および(4)特殊電源設備であり、(3)非常用自家発電設備や(5)運転操作設備は該当しないと認識していますがよろしいでしょうか。 | 非常用発電設備や運転操作設備も該当しますが、全ての設備を室内に配置することを求めているものではありません。設備配置については、事業者提案によります。 |
| 72  | 要求水準書(案) | 25   | 第2 | 2-1-2 | (1) |      | 配置計画        | 「主要設備の見学用として、通路や外部に見学者用の窓等を設置する」との記載がございますが、固形燃料化施設を建屋内に設置する必要はございますか。  | すべての施設を屋内にする必要はありません。  |
| 73  | 要求水準書(案) | 25   | 第2 | 2-1-2 | (1) |      | 配置計画        | 建屋が必要な設備は、電気室・中央監視室・図書室とし、固形燃料化施設の建屋有無は提案者の判断によるものと考えて宜しいでしょうか。   | ご理解のとおりです。   |
| 74  | 要求水準書(案) | 25   | 第2 | 2-1-2 | (1) |      | 配置計画        | ③固形燃料化施設の運転監視に必要となる電気設備及び監視制御設備は電気室、監視室等を設置しその室内に配置すると記載がありますが、配置の効率化等で必要に応じて屋外仕様の機器を選定し屋外設置としてもよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。   |
| 75  | 要求水準書(案) | 25   | 第2 | 2-1-2 | (1) | ①    | 配置計画        | 未利用用地の一部を固形燃料化施設建設用地として使用することは可能か、ご教示願います。  | 実施方針に関する質問No. 26の回答を参照ください。  |
| 76  | 要求水準書(案) | 25   | 第2 | 2-1-2 | (1) | ⑦    | 配置計画        | 固形燃料化施設のうち、主要設備を屋外設置する場合、通路や外部に見学者用の窓等の設置は不要であると理解します。その場合、見学者が安全に且つ見やすい配置計画とすることでよろしいかご教示願います。   | 雨天時でも見学者が安全に且つ見やすい配置計画としてください。   |
| 77  | 要求水準書(案) | 26   | 第2 | 2-1-2 | (2) |      | 施設の高さ       | 高さ規制については、建築施設が対象となると考えてよろしいでしょうか。  | 用地への物件の設置は、松山空港周辺の高さ規制を受けるため、建設する施設及び施工時の構築物や作業機等の稼働範囲も含めて、高さ規制の対象です。      |
| 78  | 要求水準書(案) | 26   | 第2 | 2-1-2 | (4) |      | 基礎          | 「基礎は良質な地盤に支持させ」とありますが、経済性や施工性を考慮し、機器の重量や重要度等に応じて、直接基礎・杭基礎・地盤改良などを選定することができるものと考えてよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。   |
| 79  | 要求水準書(案) | 26   | 第2 | 2-1-2 | (5) |      | 使用する材料および機器 | 「鳥の糞害対策」とは具体的にどのような対策か、ご教示願います  | 対策については事業者提案に委ねます。   |
| 80  | 要求水準書(案) | 26   | 第2 | 2-1-2 | (7) |      | 計量機器        | 「廃掃法に定める「産業廃棄物～基準」で測定」とありますが、提案プロセスの実績では、監督官庁との協議を経て、大気汚染防止法の乾燥炉を適用してきました。今回も監督官庁との協議を前提に、大気汚染防止法の乾燥炉適用で提案しても良いか、ご教示願います。   | 事業者の提案する技術内容に準じた関係法令・施行規則等に従うものとします。                                       |

要求水準書(案)に関する質問回答

| No. | 資料名      | 該当場所 |    |       |     |      | 質問         | 回答   |   |
|-----|----------|------|----|-------|-----|------|------------|--|---|
|     |          | 頁    | 章  | 項     |     | タイトル |            |  |   |
| 81  | 要求水準書(案) | 26   | 第2 | 2-1-2 | (7) |      | 計量機器       | 主文に、以下の項目について毎日計量できる設備を設ける事、とあり、この一項目として「④排出ガスの一酸化二窒素」が記載されています。一方、要求水準書P.49には「なお、N20については、年2回測定を実施し」と記載されておりますことから、毎日計測できる機器の設置は不要と思われます。この点に関し、いずれが正かご教示願います。  | 一酸化二窒素の測定は、年2回測定を実施するものとします。                                    |
| 82  | 要求水準書(案) | 26   | 第2 | 2-1-2 | (7) |      | 計量機器       | 検定品を用いる対象は精算が発生する電力、上水のみと考えてよろしいでしょうか。   | 検定・検査が必要な計量機器を用いるのは、清算及び証明が必要となる項目を対象とします。                      |
| 83  | 要求水準書(案) | 26   | 第2 | 2-1-2 | (7) |      | 計量機器       | ②に「汚水排水(量・質)」とありますが、質に関する具体的な項目をお示しください。   | 詳細は入札説明書等公表時に示します。  |
| 84  | 要求水準書(案) | 26   | 第2 | 2-1-2 | (7) |      | 計量機器       | ③の排出ガスの測定項目について、P.19で規制対象とならない物質については、測定を省略できるものと考えてよろしいでしょうか？   | 測定対象及び頻度は見直しの上、詳細は入札説明書等公表時に示します。                               |
| 85  | 要求水準書(案) | 26   | 第2 | 2-1-2 | (2) |      | 施設の高さ      | 本事業で遵守すべき松山空港周辺の高さ規制を具体的にご教示願います。尚、松山空港高さ制限回答システムでは、制限高(標高)49mとありますので、入札提案時は、建築等可能高さ＝制限高(49m)－地盤高さ(標高)で計画し、落札後の実施設計段階に、国土交通省大阪航空局松山事務所と協議する事としたく、この進め方でよろしいかご教示ください。   | 第1文は、高さ規制については、国土交通省大阪航空局との協議事項になります。<br>第2文は、問題ありません。          |
| 86  | 要求水準書(案) | 28   | 第2 | 2-2   | (1) |      | ケーキ圧送ポンプ設備 | 「なお、同ポンプは、場外搬出設備へも脱水汚泥を送泥するため、ポンプの運転・管理は公営企業局の所掌とする」の記載からは、西部浄化センターの脱水汚泥は、[新設する燃料化へ送泥]と[既設場外搬出設備へ送泥]の2ケースがあると認識しますが、要求水準P.25「年間を通じて計画処理量の脱水汚泥を全量受入れ」との記載から、<br>・計画処理量となるよう[新設する燃料化へ送泥]し、<br>・計画処理量を超えるものは[既設場外搬出設備へ送泥]<br>という認識でよろしいでしょうか。ご教示願います。 | 公営企業局が行う場外搬出は、非常時または必要に応じて非定期に行うものであり本事業の計画処理量に影響を及ぼすものではありません。 |
| 87  | 要求水準書(案) | 28   | 第2 | 2-2   | (1) |      | ケーキ圧送ポンプ設備 | 「なお、同ポンプは、場外搬出設備へも脱水汚泥を送泥するため、・・・」に記載の場外搬出とは、どういう場面で実施する御計画かご教示願います。   | No.86の回答をご参照ください  |
| 88  | 要求水準書(案) | 28   | 第2 | 2-2   | (1) |      | ケーキ圧送ポンプ設備 | 日最大発生量が69.2tの計画前提のもと、弊上記質問に記載の場外搬出が行われる場合は、当該日の燃料化施設での脱水汚泥受け入れ量は何トンになりますでしょうか？ご教示願います。(69.2t/日より少なくなると考えており、念のため確認させて頂く次第です)   | No.86の回答をご参照ください  |



要求水準書(案)に関する質問回答

| No. | 資料名      | 該当場所 |    |     |     |      | 質問           | 回答   |  |
|-----|----------|------|----|-----|-----|------|--------------|--|--|
|     |          | 頁    | 章  | 項   |     | タイトル |              |  |  |
| 89  | 要求水準書(案) | 28   | 第2 | 2-2 | (2) | ②    | 汚泥受入・貯留・供給設備 | 最大20t積取集車との記載がありますが、汚泥積載量は10t/車との想定でよろしいでしょうか。   | No. 19の回答を参照ください。  |
| 90  | 要求水準書(案) | 28   | 第2 | 2-2 | (2) | ②    | 汚泥受入・貯留・供給設備 | 車両の最大寸法とダンピング時最大高さをご教示下さい。   | No. 21の回答を参照ください。  |
| 91  | 要求水準書(案) | 28   | 第2 | 2-2 | (1) |      | ケーキ圧送ポンプ設備   | ケーキ圧送ポンプの改築について、制約条件（停止可能期間・既設動力盤容量等）をご提示願います。   | 詳細は入札説明書等公表時に示します。                                       |
| 92  | 要求水準書(案) | 28   | 第2 | 2-2 | (1) |      | ケーキ圧送ポンプ設備   | 事業者からの依頼で、既存の場外搬出設備から、汚泥を場外搬出いただくことは可能でしょうか。   | 既存の場外搬出設備からの搬出は認めていません。                                  |
| 93  | 要求水準書(案) | 28   | 第2 | 2-2 | (1) |      | ケーキ圧送ポンプ設備   | 「必要な圧送設備の増設と必要に応じて既設ポンプ及び配管を改築すること」とありますが、改築した設備は本事業の維持管理の対象との認識でよろしいでしょうか。  | 改築したポンプの維持管理は、公営企業局の所掌範囲とします。事業用地内の配管等の維持管理は事業者の範囲となります。 |
| 94  | 要求水準書(案) | 28   | 第2 | 2-2 | (1) |      | ケーキ圧送ポンプ設備   | 既設ポンプ及び配管の改築要否を判断するため、当該設備に係る直近の性能確認結果や劣化状況のレポート及び修繕費等、必要情報をご教示願います。   | 既設ポンプ及び配管の改築要否は、劣化状況や修繕状況ではなく、機器の仕様及び配管径から判断してください。      |
| 95  | 要求水準書(案) | 28   | 第2 | 2-2 | (1) |      | ケーキ圧送ポンプ設備   | 場外搬出設備とは既設のまま使用継続するというのでしょうか。  | No. 86の回答をご参照ください  |
| 96  | 要求水準書(案) | 28   | 第2 | 2-2 | (2) |      | 汚泥受入・貯留・供給設備 | 汚泥貯留ホッパーの容量に関し、貴局が想定する最低限確保すべき容量（例：緊急時の搬入も考慮し〇日以上、もしくは単純に〇日以上等）がございましたらご教示願います。<br>また、汚泥貯留ホッパーの容量設定に係る、事業提案書での総合審査時の基本的な考え方（評価基準）を参考までにご教示願います。貯留量と建設コストは比例関係にあることを踏まえ、操業安定性向上に資する当該提案を検討したく確認させて頂く次第です。 | 第1文は、第2章 2-2 (2) に示すとおりです。第2文の詳細は入札説明書等公表時に示します。         |
| 97  | 要求水準書(案) | 30   | 第2 | 2-2 | (6) | ④    | 排ガス処理設備      | 白煙条件（温度、湿度）について指定はございますか。  | 指定はありません。  |
| 98  | 要求水準書(案) | 30   | 第2 | 2-2 | (8) |      | 用役設備         | 上水への切替運転を可能にすることは必須でしょうか。  | 上水への切替運転は必須ではありません。                                      |
| 99  | 要求水準書(案) | 33   | 第2 | 2-3 | (3) |      | 監視制御設備       | 本施設は貴局が管理する監視制御システムとは独立したもので構築すること、とあることから、必要となる監視信号を取り合えさせれば、システム仕様自体は異なっても構わないという理解でよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。   |
| 100 | 要求水準書(案) | 34   | 第2 | 2-4 | (4) |      | 諸室の要求水準      | 図書保管室・電気室・監視室のほか、設置を指定する諸室はない（事業者が任意に決定）ものと理解してよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。   |

要求水準書(案)に関する質問回答

| No. | 資料名      | 該当場所 |    |     |     |      | 質問           | 回答   |  |
|-----|----------|------|----|-----|-----|------|--------------|--|--|
|     |          | 頁    | 章  | 項   |     | タイトル |              |  |  |
| 101 | 要求水準書(案) | 34   | 第2 | 2-4 | (5) |      | 建築付帯設備       | 自動火災報知設備を含む消防設備は、消防法の設置基準(建築物の種類・規模・収容人員など)に基づき、設置の有無を判断できるものと考えてよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。ただし、受信機設置の場合は、安全面を考慮して、既設受信機に移報が出るようにお願いします。 |
| 102 | 要求水準書(案) | 35   | 第2 | 2-5 | (2) |      | 土木基礎及び土木構造物  | 各種ハザードマップを確認したところ、津波の浸水はなく、高潮、洪水時の浸水深は、0.5~3.0mと幅が大きいです。コストに大きく影響するため、検討の前提とする浸水深をご教示下さい。また、浸水対策については指定の方法はありませんでしょうか。 | 令和3年度に耐水化計画を策定中であり、現時点では、浸水深、浸水対策は未定です。                |
| 103 | 要求水準書(案) | 35   | 第2 | 2-5 | (4) |      | R C造の水槽及び水路  | 本項目は、コンクリート二次製品の場合には、「腐食性環境箇所には対応できる製品を用いること、組立式の場合は、継目等からの漏水の発生を防止すること」と読み替えできるものと解釈してよろしいでしょうか。                      | ご理解のとおりです。   |
| 104 | 要求水準書(案) | 35   | 第2 | 2-5 | (5) |      | 場内整備         | 事業用地及び未利用用地付近の既設の場内整備図(舗装幅・断面及び雨水排水設備の構造がわかるもの)を提示願います。  | 資料の提示については、入札説明書等公表時に示します。                             |
| 105 | 要求水準書(案) | 35   | 第2 | 2-5 | (6) |      | 配管廊または配管スペース | 配管トラフまたは配管ラックも該当するものと考えてよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。   |
| 106 | 要求水準書(案) | 35   | 第2 | 2-5 | (6) |      | 配管廊または配管スペース | 事業範囲と既設道路の間に、配管廊の換気口及び消化ガス配管と思われるものがございますが、事業運営上干渉する場合には移設等を貴市で実施いただくと考えてよろしいでしょうか。                                    | 事業運営上干渉する場合は事業者で移設等を行ってください。                           |
| 107 | 要求水準書(案) | 38   | 第2 | 3-3 | ⑥   |      | 総合試運転        | 試運転用に提供頂いた脱水汚泥を、処分する必要がある場合、事業者の責任において適正に処分致しますが、その場合、処分先は貴局がご指定される処分先(既設脱水汚泥の処分業者)で処分する、という理解でよろしいかご教示願います。           | 処分先については、公営企業局が指定するものではありません。                          |
| 108 | 要求水準書(案) | 38   | 第2 | 3-3 | ③   |      | 総合試運転        | ③の「総合試運転期間は性能試験を含め、3ヶ月以上を確保する」は、「総合試運転期間は現場試験・性能試験を含め、3ヶ月以上を確保する」の間違いではないでしょうか?  | 原案の通りとします。   |
| 109 | 要求水準書(案) | 39   | 第2 | 3-5 | (1) |      | セルフモニタリング計画書 | セルフモニタリング計画書の中に工事監理企業等との文言がありますが、これは工事監理を専門で担う企業という意味でしょうか、または建設工事を担う企業のうちその役割を担う企業との意味でしょうか、ご教示お願いいたします。              | 工事監理企業は、工事監理技術者に修正します。詳細は入札説明書等公表時に示します。               |

要求水準書(案)に関する質問回答

| No. | 資料名      | 該当場所 |    |     |     |   | 質問               | 回答  |  |
|-----|----------|------|----|-----|-----|---|------------------|---|--|
|     |          | 頁    | 章  | 項   |     |   |                  |   | タイトル                                       |
| 110 | 要求水準書(案) | 40   | 第3 | 1-2 | (2) | ① | 業務総括責任者          | 配置する業務総括責任者には、固形燃料化設備（もしくは下水汚泥を原料とした熔融設備、焼却設備）での従事経験年数の保有等、実務要件は求められますでしょうか。ご教示願います。  | 従事経験年数の保有等、実務要件は求めていません。                   |
| 111 | 要求水準書(案) | 41   | 第3 | 1-2 | (2) | ② | 副業務総括責任者         | 配置する副業務総括責任者には、固形燃料化設備（もしくは下水汚泥を原料とした熔融設備、焼却設備）での従事経験年数の保有等、実務要件は求められますでしょうか。ご教示願います。                                       | 従事経験年数の保有等、実務要件は求めていません。                   |
| 112 | 要求水準書(案) | 41   | 第3 | 1-3 | (1) |   | 改善基準及び停止基準の設定    | 停止基準の定義・内容を具体的に教示願います。  | 第3章1-3(3)に記載のとおり、停止基準は事業提案書により事業者が提案を行います。 |
| 113 | 要求水準書(案) | 41   | 第3 | 1-3 | (4) |   | その他基準            | 基準値超過の原因を解明した結果、貴局の帰責事由によることが判明した場合、当該改善に要する費用を含むリスクは貴局負担になるとの理解でよろしいか、ご教示願います。   | ご理解のとおりです。                                 |
| 114 | 要求水準書(案) | 41   | 第3 | 1-3 | (5) | ① | 固形燃料化施設の運転停止後の対応 | 停止基準を超過した原因及び責任の究明の結果、貴局の帰責事由によることが判明した場合、当該改善に要する費用を含むリスクは貴局負担になるとの理解でよろしいか、ご教示願います。                                       | ご理解のとおりです。                                 |
| 115 | 要求水準書(案) | 41   | 第3 | 1-3 | (6) | ① | 固形燃料化施設の運転改善の対応  | 改善基準を超過した原因及び責任の究明の結果、貴局の帰責事由によることが判明した場合、当該改善に要する費用を含むリスクは貴局負担になるとの理解でよろしいか、ご教示願います。                                       | ご理解のとおりです。                                 |
| 116 | 要求水準書(案) | 43   | 第3 | 2-1 | (2) |   | 環境基準等への適合        | 規制値を満足しない場合、原因及び責任の究明の結果、貴局の帰責事由によることが判明した場合、当該修繕等の措置に要する費用を含むリスクは貴局負担になるとの理解でよろしいか、ご教示願います。                                | ご理解のとおりです。                                 |
| 117 | 要求水準書(案) | 43   | 第3 | 2-1 | (3) | カ | 設備・機器の維持         | 当該内容は、上記ア～オの各点検と作業内容が重複する（独立したものではない）と理解しますが、間違いはないでしょうか？   | 点検作業と保守作業に分けて記載しております。                     |
| 118 | 要求水準書(案) | 44   | 第3 | 2-1 | (4) |   | 修繕業務             | ここでの修繕には、大規模修繕は含まれていないとの理解でよろしいでしょうか。   | 修繕は規模に関係なくすべての修繕業務を含みます。                   |
| 119 | 要求水準書(案) | 44   | 第3 | 2-1 | (4) |   | 修繕業務             | 修繕業務には、更新・改築は含まれるのかご教示願います。実施方針P.2_①_イ_※1_には、「・・・原則として更新を除く。」との記載があるため、当該整合性を含め、正しい解釈（事業者が行う修繕業務の範囲）を具体的に確認致したく質問させて頂く次第です。 | 実施方針に関する質問回答No. 10の回答を参照ください。              |

要求水準書(案)に関する質問回答

| No. | 資料名      | 該当場所 |    |     |      |   |                     | 質問   | 回答   |
|-----|----------|------|----|-----|------|---|---------------------|--|--|
|     |          | 頁    | 章  | 項   |      |   | タイトル                |  |  |
| 120 | 要求水準書(案) | 44   | 第3 | 2-1 | (6)  |   | ユーティリティ等の調達・管理業務    | 「事業提案書に記載の数量を上限として遵守する」とありますが、事業者の帰責事由により当該上限を超過した場合のペナルティについて具体的に教示願います。  | 詳細は入札説明書等公表時に示します。   |
| 121 | 要求水準書(案) | 44   | 第3 | 2-1 | (8)  |   | エネルギー管理業務           | 事業者のエネルギー管理担当者に求められる資格がございましたらご教示願います。(エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づくエネルギー管理員等)   | 資格に関する制限はありません。  |
| 122 | 要求水準書(案) | 44   | 第3 | 2-1 | (9)  |   | 事業終了時対応業務           | 「協議が調わない場合」とありますが、どのような状況を想定されているか、具体的にご教示願います。  | 「協議が整わない場合」の文言は削除します。詳細は入札説明書等公表時に示します。  |
| 123 | 要求水準書(案) | 44   | 第3 | 2-1 | (15) |   | 見学者対応業務             | 想定される年間見学者数や対象年齢、見学導線など、プラント設計上配慮すべき事項を具体的にご教示願います。  | 年間見学者については、No. 126の回答を参照してください。対象年齢については、小学生から一般まで幅広い年齢の方が見学に来られますので、安全に留意した設計をしてください。                               |
| 124 | 要求水準書(案) | 44   | 第3 | 2-1 | (16) |   | 運営協議会の開催            | 運営協議会の開催要綱案作成に際し、貴局の想定する当該協議会の開催頻度や参加者構成(役職レベル含)をご教示願います。  | 開催頻度は契約後の協議になります。また、参加者構成は、本事業の受託者、運転管理業務受託者(所長を想定)、公営企業局(担当者を想定)となります。  |
| 125 | 要求水準書(案) | 45   | 第3 | 2-1 | (13) |   | 外構維持管理業務            | 事業者は本事業用地内の外構施設及び植栽の維持管理を定期的実施するとありますが、事業者が本事業で新たに設置した外構及び植栽との解釈でよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。   |
| 126 | 要求水準書(案) | 45   | 第3 | 2-1 | (15) | イ | 見学者対応業務             | 説明に必要となるパンフレットの作成について、日本語版500部、なくなり次第適時増刷とありますが、増刷分の費用も事業者の負担でしょうか。その際明確な部数を提示ください。  | 第1文は、増刷分の費用も事業者の負担となります。第2文は、過年度の見学者数から増刷数量をご判断ください。<br>H27年度：569人、H28年度：343人<br>H29年度：156人、H30年度：528人<br>H31年度：368人 |
| 127 | 要求水準書(案) | 45   | 第3 | 2-1 | (15) |   | 見学者対応業務             | 施設の見学希望者は事業者が独自に受け付けるとの理解でよろしいでしょうか。   | 公営企業局で受け付けます。  |
| 128 | 要求水準書(案) | 46   | 第3 | 2-2 | (1)  |   | 固形燃料化物の有効利用に関する要求水準 | 「事業者は、・・・(省略)・・・、全量販売・運搬すること」とありますが、運搬業務は事業者所掌ではなく、燃料有効利用先の所掌になる場合もありますことから、当該下線部は”全量有効利用すること”に修正願います。もしくは、当該「運搬」を記載されたのは、燃料有効利用に際し、逆有償取引は認めないことを企図したものなのか、併せてご教示願います。 | 固形燃料化物有効利用業務は、有効利用先への運搬を含みます。有効利用先に運搬業務を委託することは妨げません。  |

要求水準書(案)に関する質問回答

| No. | 資料名        | 該当場所 |    |     |      |      | 質問                  | 回答  |   |
|-----|------------|------|----|-----|------|------|---------------------|---|---|
|     |            | 頁    | 章  | 項   |      | タイトル |                     |   |   |
| 129 | 要求水準書(案)   | 46   | 第3 | 2-2 | (2)  |      | 固形燃料化物の有効利用に関する要求水準 | 廃棄物には燃料化出来ない脱水汚泥が含まれますので、その場合、処分主体は貴局、事業者は当該処分費用を負担するという理解でよろしいかご教示願います。また、当該処分先として貴局が現在委託されている既設汚泥処分先を考慮しておりますが、ご参考までに現在(直近年度)の処分単価(埋立処分、セメント資源化、堆肥化)及び処分先名をご教示願います。 | 第1文は、実施方針に関する質問No. 17の回答を参照ください。<br>第2文は、実施方針に関する質問No. 4の回答を参照ください。 |
| 130 | 要求水準書(案)   | 46   | 第3 | 2-2 | (1)  |      | 固形燃料化物の有効利用に関する要求水準 | 固形燃料化物の買取価格は、事業者提案によるものでしょうか。   | ご理解のとおりです。  |
| 131 | 要求水準書(案)   | 46   | 第3 | 2-2 | (1)  |      | 固形燃料化物の有効利用に関する要求水準 | 「事業者は維持管理・運営期間を通じて買い取った固形燃料化物の有効利用を確保し、全量販売・運搬すること」とあります。万が一固形燃料化物の受入先側のトラブル等で販売が不可となった場合、事業者は貴市と協議の上、処分することは認められますでしょうか。   | 事業者側の費用負担において認めますが、その場合、有効利用には該当しません。                               |
| 132 | 要求水準書(案)   | 47   | 第3 | 3-1 | (2)  |      | 修繕計画書               | 維持管理・運営期間中の全ての修繕業務に関する、仮設計画や安全計画を、当該計画書に具体的に網羅記載するのは困難です。詳細は毎年の修繕実施計画に記載する理解でよろしいでしょうか。   | 仮設備計画及び安全計画は、本計画書にも記載が必要です。   |
| 133 | 要求水準書(案)   | 47   | 第3 | 3-1 | (2)  |      | 修繕計画書               | 以下の通り条文修正願います。<br>・・・並びに修繕期間中の仮設備計画及び安全計画等を・・・  | 修正します。<br>詳細は入札説明書等公表時に示します。  |
| 134 | 要求水準書(案)   | 48   | 第3 | 3-2 | (2)  |      | 業務報告に関する事項          | 「事業者は、受入れた脱水汚泥量、含水率を把握し、月報として日単位のデータを記録する。なお、月報及び年報を公営企業局に提出する。」とありますが電子データでも可であるとの理解でよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。  |
| 135 | 要求水準書(案)   | 49   | 第3 | 3-2 | (10) |      | 点検・補修に関する事項         | 「補修」の定義(「修繕」との違い)を具体的に教示願います。用語の定義に「補修」がないため、確認させて頂く次第です。   | 詳細は入札説明書等公表時に示します。  |
| 136 | 要求水準書(案)   | 49   | 第3 | 3-2 | (11) |      | 環境項目に関する事項          | 第三者機関での分析を要する項目と測定頻度について、具体的にご教示ください。   | 測定頻度は、6ヵ月以内に1回以上とします。   |
| 137 | 要求水準書(案)別紙 | 1    |    | 1-1 |      | 図1   | 松山市脱水汚泥発生量(実績と将来予測) | 縦軸の単位が(m <sup>3</sup> /日)となっておりますが、(t/日)と理解してよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。  |
| 138 | 要求水準書(案)別紙 | 1    |    | 1-1 |      |      | 脱水汚泥発生量             | 実績変動について最大値のみ示されていますが、この最大値は日変動と理解してよろしいでしょうか。また、月ごとの変動率についてご教示ください。  | 受入れ汚泥量の月間変動率を示しています。日変動は、入札説明書等公表時に示します。                            |

要求水準書(案)に関する質問回答

| No. | 資料名        | 該当場所 |   |     |  |      | 質問                  | 回答  |  |
|-----|------------|------|---|-----|--|------|---------------------|---|--|
|     |            | 頁    | 章 | 項   |  | タイトル |                     |   |  |
| 139 | 要求水準書(案)別紙 | 1    |   | 1-1 |  | 図1   | 松山市脱水汚泥発生量(実績と将来予測) | 「最大/平均」に係る各該当数値は、それぞれどこに記載されている数値を参照すればよいか、ご教示願います。   | 月間の受入れ汚泥量の最大/平均のみを示しています。  |
| 140 | 要求水準書(案)別紙 | 2    |   | 1-2 |  | 表1~4 | 脱水汚泥性状              | 脱水汚泥(全体)の「蒸発残留物」と重金属分析の含水率を比較すると、重金属分析時の含水率が総じて高い傾向にあります。数値の違いの理由か、設計値に採用する含水率データはどちらの値をつかうべきかご教示下さい。 | 設計値は、表6に示す代表値を採用とします。  |
| 141 | 要求水準書(案)別紙 | 2    |   | 1-2 |  | 表1   | 脱水汚泥性状              | 脱水汚泥の性状変動が大きい為、日変動が確認できる資料のご提示をお願い致します。   | 資料の提示については、入札説明書等公表時に示します。   |
| 142 | 要求水準書(案)別紙 | 2    |   | 1-2 |  | 表1~5 | 脱水汚泥性状              | 重金属の分析値は絶対ベースでしょうか。   | 脱水汚泥の分析試験は、肥料分析法、底質調査方法、下水試験方法によります。   |
| 143 | 要求水準書(案)別紙 | 5    |   | 1-2 |  | 表6   | 脱水汚泥性状              | 脱水汚泥の代表性状として記載の代表値を採用してもよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。   |
| 144 | 要求水準書(案)別紙 | 5    |   | 1-2 |  | 表6   | 脱水汚泥性状              | 脱水汚泥性状の変動幅として、記載の値を採用してもよろしいでしょうか。  | 変動幅は、各浄化センターの実績最大最小値を示しています。施設設計では、各浄化センターの発生量比率をご考慮下さい。   |
| 145 | 要求水準書(案)別紙 | 6    |   | 1-3 |  |      | 消化ガス発生量と利用量         | 年間に使用する用益量の算出に当たり、消化ガス年間供給可能量は600,000m3/年としてよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。   |
| 146 | 要求水準書(案)別紙 | 7    |   | 1-3 |  | 表7   | 消化ガス組成              | 消化ガスの代表性状として記載の平均値を採用してもよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。   |
| 147 | 要求水準書(案)別紙 | 7    |   | 1-3 |  | 表7   | 消化ガス組成              | 消化ガス性状の変動幅として記載の値を採用してもよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。   |
| 148 | 要求水準書(案)別紙 | 9    |   | 2-1 |  |      | 全体配置図               | 施設用地内の既存工場は杭・基礎を含めて撤去されているものと考えてよろしいでしょうか。また、既設埋設配管等は残存していないものと考えてよろしいでしょうか。                          | 図3場内全体配置図は全体計画における配置図であり、西部浄化センターの供用開始から現在まで、事業用地に施設は建設されておりません。したがって、既存工場は以前から建設されておらず、杭・基礎、埋設配管はありません。 |
| 149 | 要求水準書(案)別紙 | 9    | 2 | 2-1 |  |      | 全体配置図               | 現状の搬入車両動線をご教示下さい。   | 特に指定はありません。  |
| 150 | 要求水準書(案)別紙 | 21   |   | 3   |  |      | 土質調査資料              | 施設用地内の地盤レベルはTP基準で、いくらになりますでしょうか。  | TP+2.63~3.02になります。   |
| 151 | 要求水準書(案)別紙 | 21   |   | 3   |  |      | 土質調査資料              | 土質条件を詳細に確認したいため、地盤調査報告書の閲覧・貸出を可能とさせて下さい。  | 資料の提示については、入札説明書等公表時に示します。   |